

# 八丈町農業委員会

## 第3回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

平成28年6月24日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：平成28年6月24日(金) 10:00～12:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長職務代理者	13	山下 馨	委員	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	"	8	沖山 宗春
"	2	伊勢崎 武二	"	9	青木 保憲
"	3	浅沼 實	"	10	浅沼 大二郎
"	4	浅沼 博之	"	11	菊池 勝男
"	5	菊池 國仁	"	12	奥山 完己
"	6	菊池 寛			

4.農業委員欠席：1名、14番 沖山 慶孝会長

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	奥山 利平	委員	5	菊池 睦男
"	2	大澤 正雄	"	6	笹本 守彦
"	3	浅沼 隆章	"	7	加藤 純生
"	4	浅沼 孝教			

6.農地利用最適化推進委員欠席：なし

7.会議録署名委員の指名：7番 菊池 家司委員、8番 沖山 宗春委員

8.議事

- 1) 報告第1号 会長活動報告
- 2) 報告第2号 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

9.出席事務局職員：事務局長 浅沼 清、次長 大川 和彦、主査 金川 智亜樹

10.農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

11.傍聴人：なし

[ 会議内容 ]

議長 ただいまから八丈町農業委員会第3回総会を開催いたします。会長が欠席ですので代わりに議長を務めさせていただきます。まず、会議録署名委員ですが7番、8番お願いいたします。次に会長活動報告を行います。

職務代理者 《会長活動報告》

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 《事務局長活動報告》

議長 それでは議件に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局説明願います。

主査 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

平成28年6月24日提出。

八丈町農業委員会、会長、沖山 慶孝。

- ・番号1・農地の所在、大字番地                      ・登記、現況、畑
- ・農振区分、農用内・面積、3,112 m<sup>2</sup>
- ・農地の所在、大字番地                      ・登記、現況、畑
- ・農振区分、農振外・面積、838 m<sup>2</sup>
- ・2筆合計3,950 m<sup>2</sup>となります。
- ・権利種別、3条有償移転
- ・譲渡人、名前                      、譲渡人は高齢により、離農するため農地を譲受人に売り渡す。
- ・譲受人、名前                      、譲受人は申請地を購入し、農地として有効利用する。
- ・作付予定作物、ロベレニー

続いて申請地の説明に移ります。番号1は資料の2ページの位置図をご覧ください。

【番号1申請地説明】

3ページ目に農地図がありますので農地の確認をお願いします。

最後に許可要件について説明します。

番号1の譲受人については、全部効率利用・常時従事については、認定農業者ですので問題ありません。

下限面積については、経営面積67.4アールと1アールを超えているため問題ありません。  
地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業をやっていききたいということです。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。番号1について推進委員1番、補足説明をお願いします。

推進委員1番 農地の確認に行きましたところ問題ないと思います。

議長 続いて番号1について農業委員3番、補足説明をお願いします。

農業委員3番 事務局の説明どおりです、場所はうららみ地区にありまして元々ロベレニーを栽培している畑で、現在もロベレニーが残っていますので、そのまま栽培を継続できる事からも問題ないと思います。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号は許可することに決しました。

議長 続いて、議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)」を上程いたします。

事務局説明願います。

主査 議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

平成28年6月24日、八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

- ・番号1・農地の所在、大字番地                      ・登記、田・現況、畑
- ・農振区分、農用内・面積、571 m<sup>2</sup>
- ・農地の所在、大字番地                      ・登記、田・現況、畑
- ・農振区分、農用内・面積、316 m<sup>2</sup>
- ・農地の所在、大字番地                      ・登記、田・現況、畑
- ・農振区分、農用内・面積、464 m<sup>2</sup>
- ・農地の所在、大字番地                      ・登記、田・現況、畑
- ・農振区分、農用内・面積、617 m<sup>2</sup>
- ・農地の所在、大字番地                      ・登記、田・現況、畑
- ・農振区分、農用内・面積、719 m<sup>2</sup>
- ・農地の所在、大字番地                      ・登記、田・現況、畑
- ・農振区分、農用内・面積、587 m<sup>2</sup>
- ・6筆合計で3,274 m<sup>2</sup>になります。
- ・内容、新規

- ・ 利用権を設定する者、名前
- ・ 利用権設定を受ける者、名前
- ・ 利用目的、畑、あしたば
- ・ 期間、平成 28 年 7 月 1 日からの 7 年間
- ・ 年間賃借料、無償

続いて農地の場所を説明します。2 ページの位置図をご覧ください。

【番号 1 申請地説明】

3.4.5 ページに農地図がございますので確認ください。

最後に確認事項ですが、譲受人については、認定農業者ですので、全部効率利用、常時従事については問題ありません。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。推進委員 6 番、補足説明をお願いします。

推進委員 6 番 この場所は以前から大きく農地として利用されている場所でもありますので問題ないと思います。

議長 続いて農業委員 2 番、補足説明をお願いします。

農業委員 2 番 利用権を設定する者の名前            さんは、夫である名前            さんと農業を経営しておりましたが、名前            さんが亡くなり、譲渡人も高齢になり自身で耕作できないと相談がありましたのであっせんを行いました。本人もこの畑を綺麗に使っていただきたいとの事ですので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。ご意見ございますか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号、については承認と決しました。